

議案第 1 2 号

秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和 5 0 年秋田県条例第 4 1 号）第 4 5 条第 3 項及び第 4 項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏 名	役 職 名 等	任 命 期 間
おがさわら こう 小笠原 光	元県立近代美術館副館長 (有形 絵画)	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日 (再 任)
おがわ ひろよし 小川 浩義	秋田魁新報社文化部長 (報道関係)	同 上
さとう やすこ 佐藤 康子	元県立図書館副館長 (有形 書跡典籍)	同 上
しまだ ただかず 嶋田 忠一	元県立博物館副館長 (民俗)	同 上
つちだ くみこ 土田 久美子	日本建築士会連合会女性委員会 委員 (有形 建築)	同 上
とがし やすとき 富樫 泰時	元県立博物館長 (史跡・有形 考古)	同 上
はやし しんたろう 林 信太郎	秋田大学教育文化学部教授 (天然記念物 地質鉱物)	同 上
まきた あきふみ 蒔田 明史	秋田県立大学生物資源科学部 教授 (景観 植物)	同 上
たかはし いちろう 高橋 一郎	大潟村教育長 (天然記念物 動物)	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日 (新 任)

平成 2 5 年 3 月 1 4 日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

秋田県文化財保護審議会委員は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日付けで委員の任期が満了するので秋田県文化財保護条例第 4 5 条第 3 項の規定により、新たに委員を任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。